

第4章 生活支援

1 食料の供給

■ 事実経過

平成30年9月6日	非常食を確保し避難所へ配布 備蓄の缶詰パン、アルファ米、水の配布
9月7日	ボランティア、女性消防団員による炊き出し開始（穂別地区）
9月8日	災害支援ネットワーク北海道のボランティア団体による炊き出し開始（鶴川地区）
9月9日	自衛隊による炊き出し、食事要配慮者の把握（おかゆ、離乳食対応等）
9月21日～27日	自衛隊による炊き出し終了（穂別地区） 朝食はおにぎり配布・昼食は炊き出し・夕食は弁当を配食（穂別地区）
9月25日	食事提供を避難所及び施設に限定（鶴川地区） ボランティア団体による炊き出し終了（鶴川地区）
10月12日	自衛隊による炊き出し終了（鶴川地区）
10月13日	朝食・夕食はコープさっぽろの配食サービスを提供・昼食は学校給食を提供（鶴川地区）
11月11日	避難所閉鎖のため食事提供終了

① 食料の調達

災害時における食料の調達については、発災直後は、食料や飲料水の備蓄はある程度保管していたため、間に合っていた。その後は、町内の各店舗の被害が発生したため、災害時応援協定の締結先である町外のスーパーやコンビニエンスストア等に依頼し、町災害対策本部からの要請に十分対応できるよう努めた。しかし、避難者の数が多く、避難生活も長期化することが見込まれ、食料等の不足が懸念されたことから、国や北海道などにも働きかけ調達するなどして確保した。

また、これと並行して、北海道に食料等の物資の救助要請を行った。

発災から数日後には、北海道を始め、他の自治体や関係団体等からも食料等の支援物資が届くようになり、食料等の供給を継続して行うことができた。

② 炊き出しの実施

① 発災直後の対応

発災当日は、町で備蓄していた缶詰パン、アルファ米、水を各避難所にて配布し対応した。その後は、町内業者からも支援物資が届き、ボランティア団体や女性消防団員による炊き出しが行われた。一部の避難所には、近隣住民が食材を持ち寄るなどして、自主的な炊き出しも行われた。

②自衛隊による炊き出し

鶴川地区では、災害支援ネットワーク北海道のボランティア団体と自衛隊による炊き出しが開始され、朝食は自衛隊が担当、昼夕食は自衛隊が白飯、汁物、ボランティア団体が主菜や副菜を担当し実施された。ピーク時で1,100食が町民へ配食された。

穂別地区では自衛隊による炊き出しが開始され、町栄養士が支援物資の食材から献立立案し不足のものは発注し対応していた。自衛隊員に調理を依頼し、発災3日後に避難者へ温かい食事を提供することができた。



炊き出し風景

③コープさっぽろ・学校給食による配食

自衛隊による炊き出しが終了後は、避難者数も少なくなったことから朝食・夕食はコープさっぽろの配食サービス、昼食は給食センターより学校給食を提供した。学校給食に関しては、町民も給食を食べたことがなかったため大変喜ばれていた。



避難所での調理風景

③ 栄養改善

食事配慮者への把握は可能な範囲で行い、高齢者でおかゆ対応が必要な方や乳幼児で離乳食対応が必要な方には、個別で対応し提供した。避難所において疾患別の食事の個別対応やアレルギー対応に関しては困難であったため、掲示

物で食事の際の注意点等の周知を図った。また、献立表を避難所へ掲載し、食の楽しみを少しでも感じてもらうように配慮した。

④ 衛生管理

感染症予防のために、食事前の手洗い手指消毒を徹底し、食器具や配膳時の衛生管理に努めた。ボランティアによる炊き出し活動には保健所

より衛生指導が入り、食材管理や調理時の注意点については掲示物でも周知を図った。

2 物資の集積

① 物資の調達・受入れ

発災した直後は、備蓄していた毛布、食料などを各避難所へ提供した。明るくなってからは、協定に基づいて各企業から支援の申し出があったが、輸送機材のやりくりがつかず当日の配送にはならなかった。

日本赤十字社より安眠セットの提供があり1,000セットが18時40分に到着し各避難所へ配布した。夕方大手コンビニエンスストアがおにぎりを被災3町へ配送というニュースも流れたが、誤報であった。当日の夜までは、備蓄食料とボランティアによる炊き出しで対応を図った。夜遅くになってから、国のプッシュ型の支援により自衛隊から食料が運ばれた。

9月7日からは、国のプッシュ型支援物資、町内企業、協定企業、個人からの支援物資が次々と届いた。

国、道からの支援物資はすべてリエゾンを通し、お願いした。当初北海道の支援物資の拠点は苫小牧であったが、9月12日からは北広島のヤマト運輸へ移転し、物資のリストが毎日送られ、FAXでオーダーする形に変更になった。

必要な物資、充足した物資についてはFacebook、ホームページで、リアルタイムでお知らせし、全国各地から続々と物資が寄せられた。



民間団体から贈呈された支援物資 (9/23)



物資の受け入れ (9/10)

2 穂別地区対応

①物資の受け入れ等

発災当日は、町民から調味料等の提供があり、翌日の9月7日にカップ麺、缶詰、飲料水などの支援物資が初めて本庁から到着した。

その後、個人、民間団体も含め、米、野菜、お菓子等様々な支援物資の提供があり、その他、日常生活用品や衣料品なども届き、被災者に速やかに提供していくため、受入体制と支援物資の整理が必要となった。

なお、穂別地区への支援物資は、個人41件、民間団体等52件、その他、国などからの支援を含めると100件を超える支援物資の提供があった。

各避難所の担当職員から必要物資等の報告を受け、各避難所に物資を提供し、一番多くの避難者を受け入れた穂別町民センター避難所には、食料品、日常生活用品や衣料品の無料配布コーナーを設置して対応したが、町内の商店も徐々に営業を開始したことから、9月14日で無料配布方式を中止し、必要な物資の希望があれば、避難所対応スタッフに申し出る方式に変更した。

また、各自治会に対し、必要な物資の希望調査も実施して多くの町民への配布に努めたところである。

受入当初は、町民センターのコミュニティA・Bを支援物資の受入保管場所にして対応していたが、日々増える支援物資の整理と台帳化を進めるため、広報部に支援物資受入・払い出し班を設置し、広報部副部長を責任者とし、兵庫県からの応援職員（丹波市・丹波篠山市）の協力を頂きながら、これらの対応を図った。

特に後半は、支援物資がプッシュ方式で本庁から届くようになったため、受入物資の保管場所が狭隘となり、食品以外の物資を旧稲里小学校に搬入し、新たに支援物資の保管場所として設置した。

住宅が全壊、半壊となり避難所から応急仮設住宅（公営住宅、旧教職員住宅等）へ入居された方には、日常生活用品等を支援物資セットにして保健師等が健康確認の訪問と合わせて提供をしており、その他、聞き取り調査等の訪問活動の中で必要物品の要望があった際も可能な限り対応をしている。

支援物資の台帳化により、被災者への支援物資の提供や不足物品の管理もしやすくなり、特に台帳整理等に協力いただいた兵庫県からの応援職員の協力は大きな力となった。

【支援物資セット内容】 ※家族構成、人数等により適宜変更

- ◆水500ml×24本入り 2箱
- ◆カップ味噌汁 2箱
- ◆生活用品セット
トイレットペーパー、箱ティッシュ、ウエットティッシュ、ハンドタオル
歯ブラシ、歯磨き粉、ハンドソープ、ペーパータオル
- ◆非常食詰め合わせ
各種カップラーメン、コーンポタージュ、ご飯、乾パン 等

③ 物資集積場所

① 物資集積場所（拠点）の設置

物資の集積場所は当初産業会館第1会議室を中心に支援物資の受け入れをしていたが、量が多くなり、大規模災害の場合拠点を設けて、避難所に配送すると余分が人員を割かなくても良いため、トラックを横付けできる鶴川屋内ゲートボール場を拠点とした。物資の受け入れ受付は当初は職員で対応していたが、支援職員到着後は支援職員が対応した。

配送についても当初は、自衛隊に各避難所へ配送をお願いしていたが、北海道の協定に基づき、9月18日から11月10日までヤマト運輸が物資の受け入れから配送まで、担当していただいた。ゲートボール場の支援物資についても、種類別に区分され、受取、管理、配送がしやすい形となった。



物資集積場所の一つとなった穂別町民センター

② 物資の管理

物資の在庫管理はパソコンで行っていたが、様々な対応があり、人を割けない状態となっていた。当初は、支援職員に受け入れ、管理を対応していただき大量に届く物資の受払いに対応した。また地元内外のボランティアも協力していただいた。

9月18日ヤマト運輸が在庫管理をデータ化することで、在庫の可視化がされた。届いた物資を品目別に分別して保管し、配送頻度の低いものは奥に入れ、配送頻度の高いものは前に置くレイアウトに変更された。重量物（水等）は入口付近の手前に置き、軽量物は（カップ麺等）や季節が限定されるものは奥に置くことを基本とした。

個人から届く物資は様々な種類のものが一つ箱に入れられていることが多く、その仕分けに時間を要した。

図表 物資集積所となった施設

施設
産業会館第1会議室及びロビー
穂別総合支所
鶴川屋内ゲートボール場
若草会館
報徳館
穂別町民センター
旧稲里小学校

3 入浴支援

■事実経過

平成30年9月6日	停電、断水にて入浴困難（9月7日～水道・電気一部復旧） （9月10日電気全面復旧、9月13日水道全面復旧） 四季の館等の入浴施設が被災し利用できない状況
9月8日～	穂別地区入浴施設（富内、はくあ）利用開始 富内生きがいセンター、はくの湯への送迎支援
9月10日	ほべつの湯利用開始
9月12日～	デイサービスセンターが順次再開し入浴困難者への支援開始
9月11日～29日	四季の館横に自衛隊仮設風呂を設置
9月30日～10月31日	日高町「とねこの湯」へ移送
11月1日～	四季の館温泉再開

①入浴に係る被害状況

震災による停電と断水により、全世帯において入浴が困難な状況となったが、7日からは水道・電気が一部復旧し、電気・水道が順次復旧することで自宅での入浴が可能となっていた。しかし、地震により灯油タンクや給湯器が倒れて使用できない家も多く、お湯が使えない状況の中、工夫しながら対応している家庭も見受けられた。

穂別地区では公衆浴場が早い段階で利用開始したが、鶴川地区の四季の館は長期間入浴設備が使えない状況であった。鶴川地区では入浴設備がない公営住宅等もあるため、入浴に困る家庭も多かった。また、デイサービスもすぐに再開できない状況であり、入浴できず清拭で過ごす方もいた。



自衛隊による入浴支援が行われた



②入浴支援の実施

避難所で過ごす方や自宅で入浴が困難な方のために、四季の館横のスペースに9月11日から自衛隊で無料の仮設風呂を設置した。避難所や在宅で入浴が困難なケースに入浴状況を確認し、自衛隊員とも打ち合わせを行い、安全に入浴できるよう入浴方法について検討した。仮設風呂は簡易な作りであるため、高齢者等が入る際の危険防止を考え、Do-RAT（災害リハビリテーション）から助言や物品の無料貸出の支援を受けて、設置式手すり・浴槽内椅子・シャワーチェア・滑り止めマットを設置し、必要者に活用していただいた。

ボランティアの看護師による入浴支援も1日あり、必要者が利用した。

また、9月9日には介護サービス事業所の入浴設備の状況について確認したところ、介護施設やデイサービス2か所は何とか利用できることが確認できた。しかし、デイたんぼぼが入浴設備の破損で使えない状況であったため、鶴川高校野球部の寮の浴室を借用することとし、入浴補助用具もDo-RATからの支援を受け整備した。

9月末には隣町の日高町の恩情により、「とねっこの湯」の利用許可を受け、自衛隊の仮設風呂は9月29日で終了し、30日からは送迎バス（1日4便）で乗車整理票を配布し、自衛隊員や町職員が添乗

して「とねっこの湯」へ輸送する体制を構築した。

11月1日には四季の館の温泉施設が利用できるようになり、バス送迎は終了した。

③ 穂別地区の状況

穂別地区は、断水及び停電のため、個人宅及びほべつの湯の使用が不可となり、穂別市街地での入浴ができない状況となった。避難者からも入浴の要望も出ており、富内生きがいセンターの入浴施設が使用可能であったことから9月8日11時から22時までバス送迎による入浴対応を開始、また稲里のはくあの湯も17時に発電機の利用により、使用可能となったことから、17時30分から22時まで、同様にバス送迎による入浴対応を実施した。

送迎バスについては、中学校避難所と町民センターを経由し、多目的バスにより対応した。（中央生活館及び仁和会館は希望なし）

また9月10日には、穂別市街地のほべつの湯のボイラーを点検し、使用可能であることから、午後から一般町民の入浴サービスを開始した。

9月11日から入浴サービスは3カ所で実施し、鶴川地区の自衛隊の入浴サービスと同様に利用料無料として対応した。

なお、停電が回復した以降は、自宅の片付けと合わせて自宅で入浴する避難者も増え、避難所利用者で入浴希望者が減少したことから、バス送迎から職員対応による公用車での送迎に変更して対応した。

入浴対応については、毎回避難所班で希望者を取りまとめ対応した。

9月12日から愛誠会デイサービス利用者の入浴サービスもほべつの湯を使用して対応した。

【入浴サービスの開設状況】 ※9月11日以降、開館時間は変更	
①富内生きがいセンター（15:00～20:00）	9月8日開始
②稲里はくあの湯（11:00～20:00）	9月8日開始
③ほべつの湯（15:00～20:00）	9月10日開始
※9月8日及び9日は、多目的バスで送迎。 →8日は、富内及び稲里の両地区へ運行、9日は稲里地区のみ運行 ※入浴の無料期間は、10月5日まで	

【入浴サービス利用状況】 ※数値は9/8～10/5までの累計	
①富内生きがいセンター	大人 552人・子ども30人
②稲里はくあの湯	大人 783人・子ども56人
③ほべつの湯	大人1,043人・子ども84人

4 罹災証明書等の交付

① 罹災証明書の交付

① 被害認定調査

罹災証明書については、胆振東部地震発生まで発行した経過も無い状態であった。

罹災証明は全ての生活再建の基礎となるもので、仮設住宅への入居、義援金、生活再建支援金、公費解体などの判定基準となる。

被害家屋調査を早期に進めるため、1次調査は外観調査となっており、基礎の状況、傾斜、外壁、屋根の損傷状況を調査する。1次調査が納得のいかない方は、2次調査を申し込み調査を進めるが、2次調査は内部調査も行い判定を行う。3次調査以降は2次調査と同一の調査ではあるが、有資格者の家屋調査士に調査を委託し進めることとした。

対口支援の宮城県、秋田県、熊本地震を経験していた御船町などの支援により業務を推進した。支援の期間が1ヶ月程度であったこともあり、2次調査の調査方法までを伝えていただけるように、スケジュール管理を行いながら進めた。

調査には車両が必要であったが、公用車が避難所への連絡調整、公共施設の被害状況確認や災害査定などの準備で使用されていたため利用出来ず、当初リース車を利用したが、全て町費となることから、苫小牧市に調整をいただき、トヨタ関連企業から車両の提供をいただいた。

地震被害については、町職員、支援職員が調査を実施した。被害調査は、内閣府のマニュアルとチェックシートにより被害認定を行った。

調査体制は1班を3名～4名の班をとし、1名は地元の状況のわかる役場OBにもお手伝いいただき調査を進めた。

2次調査は、内部調査もあるため、住民立ち会いのもと、1件当たり3時間程度を要した。経年劣化や地震被害の判別がしにくい建物もあったが、聞き取りを行いながら実施した。

北海道からは、仮設住宅の建設戸数の報告が求められたが、基本的に調査が進まなければ建設戸数は把握できない。

罹災証明の受付は早期に進めるべきとのアドバイスで9月12日に受け付けを開始したが、厚真町、安平町との受付日の差が無いよう、北海道の調整によりリモート会議で日程調整を行った。

当初町民も、罹災証明が何の対象となるのかわからない方が過半数であったため、広報での周知とともに、全世帯へ生活再建ハンドブックを配布し、罹災証明でどのような支援が受けられるかの周知も行った。しかし当時は、義援金や生活再建支援金などは半壊以上にしか給付されないため、一部損壊にしかならない方は申し込みをしていなかった。

11月6日時点で、住基登録世帯4,311世帯のうち、住家に係る建物被害調査件数が948件であったが、北海道が災害義援金の配分対象として一部損壊を追加したことから、申請していない約3,300件が短期間に申請が行われ、他市町村の支援職員が終了した体制では、対応が困難であると判断し、一部損壊を前提で、写真と申請のみで認定する自己判定方式を導入した。期間を11月12日から12月5日とし受付を開始した。

<システム導入>

罹災証明発行と、家屋調査データの整理のためシステム導入を進めた。システム導入については、支援していただいた御船町と同様のシステムとし、支援期間中に指導していただくこととした。結果的に安平町、厚真町も同じシステム導入をした。

②罹災証明書の交付

罹災証明はただ交付すれば良いわけではなく、生活再建と表裏一体で進めなければならないことから、支援の対象とならない一部損壊は郵送としたが、半壊以上は、足を運んでいただき、判定に納得される方は、そのまま生活再建支援ブースに誘導し、生活再建支援制度や、仮設住

宅の申し込みなどを行えるように産業会館第1会議室およびホールにブースを用意した。

判定に不服のある方は、罹災発行ブースの中で2次調査・3次調査の受付も行い、2度手間にならないように配慮して発行を行った。

図表 罹災証明書の発行概要

交付対象者	住家等に被害を受けられた所有者及び居住者
証明手数料	無料
必要書類等	印鑑（印鑑なくても対応可） 可能であれば写真 住民票がむかわ町にない場合は電気、ガス、電話などの請求書で居住の事実が確認できるもの
その他	※被害認定は、前回、大規模半壊、半壊、一部損壊の4区分 ※現地確認等のため、申請から証明書発行まで数週間を要する場合もある ※交付対象者以外の方が申請する場合は委任状が必要

図表 自己判定方式（写真判定）

交付対象者	住家被害があり、被害が半壊に至らない方
必要書類等	被害の状況がわかる写真（※注1） 本人が確認できる書類（運転免許証等） ※注1 建物の全景（原則として外周4面）の写真、表札や所在がわかる写真 被害箇所がわかる写真 住宅の図面の写し ※被害箇所の修理が完了している場合は、修理内容がわかる書類（見積書、領収書等）
その他	制度の内容 被災された方の自己判断により、半壊に至らない場合に限り、現地調査をせずに申請書類に添付した写真により被害の判定を行った。ただし、提出された写真では、被害の有無等の判定が困難な場合は、従来どおり現地調査を実施した。



家屋現地調査の様子

5 災害義援金・被災者支援等

災害義援金については、北海道災害義援金募集委員会が平成30年9月12日から令和2年3月31日までの期間募集した北海道の義援金、むかわ町に平成30年9月13日から令和2年3月31日までお寄せいただいた義援金をそれぞれの配分委員会で決定し義援金を支給している。

北海道は第1次配分で人的被害（死亡者、重症者）全壊の住家被害に支給、第2次配分では人的被害者と全壊の住家被害に増額するとともに、半壊、一部損壊への配分、第3次配分では人的被害の重傷者及び住家被害にそれぞれ増額、第5回配

分委員会で、最終的な市町村への配分額を決定した。

むかわ町では一次配分で住家被害での配分の他、全世帯が被災者であるため、罹災証明が無くても、半壊に満たない世帯へ単身世帯、複数世帯に分け支給、2次配分では、次の災害に対し共助を強化する目的で、自治会町内会への配分、3次半壊以上への配分の増額を決めた。それぞれの義援金配分委員会及び義援金の支給額は下表のとおり。

図表 北海道胆振東部地震に関する災害義援金・被災者支援等

北海道災害義援金配分委員会	回数	第1回	平成30年9月25日	第1次配分決定
		第2回	平成30年11月5日	第2次配分決定
		第3回	令和元年5月10日	第3次追加配分
		第4回	令和元年11月5日	配分基準の見直し
		第5回	令和2年5月27日	最終配分額の決定
むかわ町災害義援金配分委員会	回数	第1回	平成30年11月12日	第1次配分決定
		第2回	令和元年6月10日	第2次配分決定
		第3回	令和2年6月17日	第3次配分決定

区 分		北海道	むかわ町	
人的被害	死亡	100万円		
	重傷者	50万円		
住家被害	全壊	100万円	15万円	
	大規模半壊	50万円	8万円	
	半壊	50万円	5万円	
	一部損壊 (半壊に満たない世帯)	単身世帯	10万円	1万5千円
		複数世帯	10万円	3万円

むかわ町2次配分

自治会町内会 54自治会町内会

世帯割 世帯数×7,500円

固定配分 100,000円

2次配分 36,630,000円

被災者生活支援については、住家被害の全壊が5世帯以上と確定した9月19日に適用となり、支援法適用日は平成30年9月6日に遡り適用となった。

区 分		①基礎支援金	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ①+②
複数世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円
単身世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃貸	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃貸	37.5万円	75万円

申請期限 基礎支援金 平成31年10月5日（災害があった日から、13か月）
加算支援金 令和3年10月5日（災害があった日から、37か月）

災害弔慰金

【対象となる方】

北海道胆振東部地震により亡くなられた方のご遺族

【制度の内容】

- ・ 亡くなった方が生計維持者 500万円
- ・ 生計維持者以外 250万円

災害障害見舞金

【対象となる方】

北海道胆振東部地震により重度の障害を受けた方

【制度の内容】

- ・ 重度の障害を受けた生計維持者 250万円
- ・ 重度の障害を受けたその他の方 125万円

6 広 報

① 防災行政無線等による広報

地震発生後、鵠川地区では同報系防災無線を本庁舎から放送を行った。災害対策本部等からの情報を知らせるとともに、余震等の発生に際し、自主避難及び警戒を呼びかけた。

その後も、定期的に住民周知を図る目的から、炊きだし支援、入浴支援、災害ごみの受け入れ情報など様々な情報を放送した。

避難所へは防災無線が聞こえないこともあり、チラシを掲載し避難者へ情報提供に努めた。

穂別地区は、情報端末が整備されていたものの、ブラックアウトで停電が続いたこともあり、発災直後は情報端末での情報提供がむずかしかったことから、広報車や自主防災組織等への電話連絡により情報周知を行った。

② 様々な媒体を活用した広報活動

同報系防災無線、情報端末、広報車の他、さらなる住民周知徹底を図るため、Facebookを9月9日に開設し、リアルタイムでの情報発信を行った。対口支援の宮城県等から、SNSだけでの発信は、デマと捉えられる可能性があるとの指摘から、町ホームページにも同様の内容を掲載することも同時に行った。支援物資なども必要なもの、充足したもの等も掲載し、必要な物資を支援していただくことができた。

9月19日から北海道総合通信局と道内外の放送局のご協力をいただき、むかわさいがいFMを開局、平日18時から生放送で、災害情報や町内の様子などで情報提供を行った。パーソナリティーは町内のボラティアで対応していただいたが、町内が一定程度落ち着き始めた、9月30日に閉局した。

被災後1年の9月6日には、町長のメッセージを発出するなど、様々な媒体を活用しての情報発信に努めた。



防災行政無線による広報活動の様子

1 電力

■事実経過

平成30年9月6日	3:07	町内全域で停電が発生
	16:35	防災行政無線で停電情報を配信
9月7日	0:00	北電より連絡 移動発電車+ローリー設置予定(穂別地区)
	17:40	本日中の復旧困難 防災無線周知
	21:00	穂別地区移動発電車による通電への準備(発電機停止)
	23:00	穂別地区移動発電車による通電開始
	23:02	鵠川地区美幸地区通電確認
		以降順次復旧
9月8日	2:50	穂別橋から国道274号間送電開始 農協給油所から仁和は別の発電車で対応検討
	4:45	穂別総合支所に通電確認
	7:00	四季の館通常電源に切替
	18:40	鵠川中央小学校 電力再開 仁和方面通電確認

①被害状況及び復旧への対応

地震直後、町内全域で停電となった。電力の供給に関しては町災害対策本部が窓口となって、北海道電力とともに町民や避難所からの問い合わせに対応した。停電が全道域で発生していること、地震の影響が広範囲であるため、原因究明に時間を要した。

特に穂別地区にある送電線の鉄塔が、地すべりにより転倒していることが判明し、復旧の目処が立たない状況であった。

当初の北海道電力の説明では9月7日の復旧は難しいとの報告であったが、9月7日23時2分役場庁舎付近から停電が解消された。順次避難所から停電が解消されたと無線で報告が入ってきた。

鵠川地区、穂別地区は送電ルートが異なっており、穂別地区への送電は時間を要するため、発電車で暫定的に対応を図ることとなり、北海道電力により準備が始まった。

送電すると発電機が壊れる可能性があるため、使用していた発電機を民間企業も含め21時に停止させ準備をおこなった。23時に送電が開始されたが、稲里方面・仁和方面には更に時間がかかったが、9月8日夕方に送電を確認した。

国から北海道電力の計画停電に依るかどうかの依頼があったが、被災住民がやっと送電され、安心し始めたこの時期には応じられないと回答をした。

2 水道

	水道	簡易水道
平成30年9月6日	浄水場等の被災及び停電。非常用発電機にて供給は行ったものの、地震による影響で濁り水が発生。給水車及びポリタンク等にて浄水場より飲料水を配布。配水管1箇所への漏水を確認、修繕を実施。そのほかの漏水については宅地内での漏水で発見次第、修繕を行っている。	浄水場等の被災及び停電。非常用発電機にて供給は行っているものの、稲里地区～穂別市街地～和泉地区にかけての稲里浄水場系統では、配水管10箇所程度が漏水しており配水池の水位が急激に低下した。飲料水の確保ができなくなる恐れがあったため漏水が解消されるまで供給中止とした。 富内地区、仁和地区で各1箇所漏水を確認。 断水戸数1,031戸
9月7日～9月12日	濁り水解消のため各所で洗管作業を実施。合わせて宅地内での漏水が多々発生し、排水量が増加していたことから、送水圧力を下げて運転を行っていた。	漏水箇所の修繕を実施。修繕が完了した場所は供給再開。9/12に断水解消。各日ごとの断水戸数は下記のとおり。 9/7 断水戸数900戸 9/8 断水戸数800戸 9/9 断水戸数20戸 9/10 断水戸数13戸 9/11 断水戸数3戸 9/12 断水戸数0戸
9月13日～9月30日	余震後に濁り水が発生することが度々あったため、飲料水については応急給水で対応し、トイレ等の生活用水は水道を使用した。 また、余震により新たに2箇所の漏水が発生したが、発見次第、修繕を行った。	余震により新たに5箇所の漏水が発生したが、発見次第、修繕を行った。 9/16 余震により安住第1地区の水源井戸で濁りが発生したため井戸清掃を実施。

① 被害状況

水道事業所管轄の浄水施設について、鶴川地区では春日浄水場、穂別地区では稲里浄水場がある。

そのほか穂別地区では仁和、平丘、富内、安住地区のそれぞれに水源施設を有している。

地震により停電したものの非常用発電機によって浄水場及び水源施設の機能を維持し続けた。

発電機の燃料については、平成24年度に苫小牧地区石油共同組合と締結した災害時等における燃料の協定により支障なく供給された。

鶴川地区では、地震により配水管の一部が損傷したものの軽微であったことから、断水には至らなかった。

しかしながら、地震動により配水管内部の鉄さび等が原因となる濁り水が発生し、消火栓や排泥弁から放水し洗管作業を実施した。

濁り水は余震後も発生することがあり、その都度洗管作業を実施した。

春日浄水場の被害としては玄関建具、浄水池の外壁が一部損傷した。

穂別地区では、被災直後から稲里地区～穂別市街地～和泉地区にかけての主要施設である稲里浄水場系統の配水管で10箇所程度の漏水が発生した。

その影響で配水池の水位が急激に低下し、飲料水が確保できなくなる懸念があったことから、配水管の復旧が完了するまでの間、各戸への供給を中止し1031戸が断水となった。

稲里浄水場の取水施設において取付護岸として設置していた大型土ふとんかごが地震動により転倒し、崩壊した。

また、余震の影響により新たに5箇所での漏水が発生し、修繕を行った。

そのほかには、9月16日の余震により安住第1地区の水源井戸にて濁り水が発生したことから、井戸清掃を行った。

2 復旧への対応

鷓川地区については、配水管の漏水が1箇所であったため、地震当日に修繕が完了した。その後、宅地内の漏水修繕を随時行い、1週間程度で被災前の送水量まで回復した。

断水にはならなかったものの、本震や余震による影響で発生した濁り水により、飲料水については自衛隊の応急給水で対応した。

概ね1カ月程度で余震も落ち着いてきたことから、濁り水の発生もなくなった。

また、余震により配水管で新たに2箇所の漏水が発生したが、随時修繕を行った。

穂別地区については、地震当日より漏水修繕を行い、修繕が完了した箇所から随時供給を行い、12日に断水が解消された。

飲料水については、自衛隊の応急給水にて対応した。

余震により水源井戸の濁りや、5箇所の漏水が発生したが、随時修繕を行った。

稲里浄水場の取水施設にある取付護岸については、厚生労働省の災害査定を実施後、復旧を行った。

3 水道関係事務対応

発災1週間後から、家屋全壊被災者の水道異動届等への対応を開始した。

また、この頃から金融機関の再開に伴い、支払い業務に対応した。

水道料金については、地震によって鷓川地区では濁り水の発生、穂別地区では断水となったことから、9月分の基本料のみを調定する形で対応した。

4 応急給水活動

■ 事実経過

平成30年9月7日	4:17	春日浄水場発電設備の安全確認後、発電開始
	5:22	役場給水所開設指示
	6:05	給水タンク2基設置
	8:25	役場給水所開設
	9:50	自衛隊給水車穂別に前進
	10:40	自衛隊給水車穂別到着 給水開始
	11:50	汐見地区で給水開始
	12:24	16時以降自衛隊給水車追加
	18:45	自衛隊給水車到着
	20:00	給水終了
9月7日以降		穂別地区 消防署と自衛隊で給水
		鵜川地区 自衛隊で給水
9月17日		穂別地区自衛隊による給水支援終了
9月20日		鵜川地区自衛隊による給水支援終了

① 応急給水活動の経緯

鵜川地区では、断水は免れたものの、一部水道管の破裂や漏水の影響で濁り水が数日続いた。当日は、上水区域のみならず、簡易水道や地域水道など停電の影響で断水をしていた。早期に役場駐車場での給水所の設置を指示し、8時25分には開設をした。

一方穂別地区は全域で断水した。各上水施設の稼動に時間を要し、給水管の破裂などで断水

が9月12日まで継続した。

両地区とも持っている給水タンクなどの容量では、間に合わないことが明白なため、早期に自衛隊派遣を依頼し、10時40分には穂別地区で給水を開始した。また、鵜川地区にも18時45分に自衛隊給水車が到着し給水を開始した。

断水が解消された以後も濁りなどがあり、穂別地区は9月17日、鵜川地区は9月20日まで自衛隊による給水を継続した。

3 下水道

■事実経過

平成30年9月6日	3時7分:停電による揚水、水処理、汚泥処理等の全処理機能が停止
9月6日	16時:上流域マンホール1箇所に発電機を設置し、それ以外については管内滞留。簡易処理機能開始
9月6日	下水管渠の被害状況調査の実施
9月8日	商用電源復旧、処理機能の回復

①被害状況

発災直後は、下水道施設は両地区とも地震による停電の影響でマンホールポンプ所、下水処理場の機能が停止した。

下水道事業業務継続計画（BCP）に基づいて9月6日から下水道施設の被害調査を行った。

図表 公共下水道処理施設・農業集落排水処理施設の普及状況、被災状況

公共下水道施設	処理施設 1箇所
	路線延長 29,816m
	供用開始区域 153.5ha
	下水道接続人口 2,975人
	下水道接続世帯 1,523世帯
	管渠被害状況 被災延長 L=1,226M
	下水処理場被害状況 流入渠、導入渠、放流渠、管廊外
農業集落排水施設	処理施設 3箇所（穂別、富内、栄一）
	路線延長 17,668m
	供用開始区域 91ha
	下水道接続人口 1,638人
	下水道接続世帯 931世帯
	管渠被害状況 被災延長 L=1,292m
	下水処理場被害状況 被害なし

② 公共下水道の復旧への対応

① 応急復旧

下水道の役割は、①住民のトイレ使用や生活排水の処理②環境衛生の確保③公共用水域の水質保全などがあるが、今回のような未曾有の被害を受けた非常時には優先順序を決めて、できることから実施しなければならない。今回は①を最優先に考えて対応を行った。

被災当日に断水のなかった鶴川地区は全てのマンホールポンプ所に発電機を設置して流下機能の回復を図った。

② 鶴川地区下水処理場の復旧

今回の地震においては、地震による停電により揚水機能が低下したことから、機能回復まで処理場外で簡易処理を行い、調査及び処理場内での簡易処理の準備を以下のとおり早急に進めた。
(簡易処理：汚水を塩素消毒のみで放流する処理方式)

- ・9月6日 流入渠処理場接続部の地表面が陥没、掘削を開始、資材不足にて作業中断。
- ・9月7日 掘削作業開始、流入管渠の目地開きを確認、ビニールシートにて補修
- ・9月8日 15時電源回復、管廊とオキシデーションディッチ間配管から溢水、掘削開始、埋設管(汚水管、池配水管、返送汚泥管)の可とう管の破断確認、掘削部を簡易池としてブルーシート

を布設し、仮設ポンプと発電機にてオキシデーションディッチへバイパスして20時に処理場内での簡易処理機能回復。

- ・9月11日 可とう管の手配ができるまでの措置として汚水管のみ仮復旧。仮設ポンプ等撤去。
- ・9月26日 埋設管(汚水管、池配水管、返送汚泥管)3箇所での復旧完了、処理機能回復。

9月6日に災害支援協定を締結している日本下水道事業団により災害査定に向けた被害調査、査定設計書の作成がされ、12月に下水処理の災害査定を受けた。

③ 管渠の復旧

下水管渠の被害状況調査をしたところ、汚水の滞留はあったものの、流下機能があることを確認した。テレビカメラ調査及び管渠内清掃は下水道BCP作成時に調査内容を協議していた(有)鶴川衛生社に委託した。管渠延長1,600mを10月13日までに調査を行い、1,226mの被災報告をして12月に災害査定を受けた。

また、地震による地盤沈下により突出したマンホールの高さ調整等は令和元年9月27日までに143箇所実施した。

③ 農業集落排水施設の復旧への対応

① 応急復旧

公共下水道と同様に住民のトイレ使用や生活排水の処理を最優先に考えて対応を行った。

一部断水のあった穂別地区については主要なマンホールポンプ1箇所に発電機を設置し、それ以外は管内滞留で対応した。

② 管渠の復旧

下水道管渠の被害状況調査をしたところ、鶴川地区と同様に汚水の滞留はあったものの、流下機能があることを確認した。テレビカメラ調査及び管渠内清掃も鶴川地区と同様に(有)鶴川衛生社に委託した。管渠延長1,414mを9月22日までに調査を行い、1,292mの被災報告を行い、12月に災害査定を受けた。

また、地震による地盤沈下により突出したマンホールの高さ調整等は平成31年1月21日までに50箇所実施した。

4 道路

むかわ町では、国道235号をはじめ、多くの道路で亀裂や段差が見られた。特に鵜川橋下り車線や道道千歳鵜川線豊年橋でも段差で通行不能となった。

町道でも、鵜川高等学校横の町道福住田浦1号では、野球グラウンドの防球ネット柱が倒壊し通行不能、その他松風花園1線・末広3線等倒壊家屋によって通行が不能となった。

土砂崩れにより通行不能となった道路もあり、情報収集応急対策部がパトロールで被災現場を見つけるたびに、随時啓開作業を行い、通行止めや片側通行の措置を行い、災害対策本部に報告した。



地震の影響で亀裂が入った道路



地震の影響で鵜川高校のフェンスが倒壊した

片側通行	通行止め
町道旭岡3線	町道大成1号
町道生田3線	町道米原11線
宮戸汐見3線	町道花岡1号
町道二宮3線	町道末広3線
町道西2条通線	町道福住田浦1号
町道中島線	町道松風花園1線
町道隆農線	町道松風花園2線
	町道春日2号
	町道栄豊田線

5 公共交通

■事実経過

平成30年9月9日～ 平成30年9月10日	JR北海道が被害状況を現地調査
10月18日	厚真川橋りょうより復旧作業を開始
11月18日	全体の復旧工事完了
11月19日	運転再開

① 鉄道

①被害状況

鉄道は、JR日高本線（鵠川駅、浜田浦駅の2駅）のアクセスが途絶した。

通勤・通学を含む町民の生活を支える重要な交通手段となっていたが、JR日高本線は運行を取り止め、橋梁の破損、レールが歪むなど甚大な被害のため、運行できない状況となった。

発災時は連絡手段もなかったため被災状況について、情報収集ができない状況であった。

JR北海道苫小牧駅長、北海道運輸局関係者が町役場を来往し、被害情報を口頭で説明した。

②復旧への対応

JR日高本線は、鵠川駅から復旧工事を始め、汐見駅までの間を優先的に進められた。

JR日高本線の運行再開までは、道が鵠川～苫小牧間、鵠川～様似間の代替バスを運行した。JR関係者らの尽力により、線路等の復旧工事が進められたほか、大規模停電（ブラックアウト）の復旧に伴い、平成30年11月19日からは鵠川駅までの全線で運行を再開した。

② バス

■事実経過

平成30年9月6日	町営バス、道南バスの運行を休止
9月10日	コミュニティバス(鵠川地区)一部路線より運行再開
9月11日	町内路線バス(穂別地区)の運行再開
9月18日	町内路線バス(鵠川地区)の運行再開
11月1日	道南バス千歳直行便の通常運行再開

町内路線バスについては、地震発生後運行を停止し、穂別地区が11日、鵠川地区が18日より再開した。鵠川地区のコミュニティバスは10日以降順次運行を再開した。

道南バスの穂別出張所から新千歳空港の直行便が11月1日に再開されたことにより、全路線が通常運行となった。

第6章 環境

1 災害廃棄物の撤去・処分

■事実経過

収 集	生活系ごみ	組合
	災害ごみ	各町：収集車両、臨時収集作業員の確保 組合：委託業務、収集運搬業可
仮置き場	1次仮置き場	各町：設置、管理（作業員の確保） 管理に委託業務が発生した場合は組合が契約を行う
	2次仮置き場	組合：設置、管理、資源化（作業員の確保）
運 搬	積み込み	各町：1次仮置き場（積み込み用重機の手配） 組合：2次仮置き場（積み込み用重機の手配）
	運搬	各町：運搬車両の手配（委託契約は組合） 1次仮置き場から2次仮置き場への運搬 組合：運搬車両の手配 2次仮置き場から処理施設までの運搬
委託契約		全ての委託契約は組合が行う

1 災害廃棄物処理の仕組み

本庁は隣接する平取町及び日高町の3町で構成する平取町外2町衛生施設組合（以下組合）に、ごみの収集処理及びこれに関する一切の事務を委任しており、災害時の動員・配置計画については、平成21年2月に組合が策定した「災害廃棄物処理計画」が示されている。「災害廃棄物処理計画」には、災害発生時における廃棄物処理体制として、被害状況把握、廃棄物発生状況把握、被害状況確認、収集体制、仮置き場配置計画、

各廃棄物の処理について、対象物や処理方法、また、処理フローが示されている。

一方、むかわ町が策定した「地域防災計画」には、被災区分の環境衛生の万全を期することを目的に、ごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等に係る廃棄物処理計画が示されており、救護対策部が中心に実施することになっている。

2 対応の概況

災害は廃棄物処理事業における補助対象は、町として大規模半壊及び半壊と判定された建物建物の解体費用まで公費負担を拡大した。

また、倒壊による道路等の通行止めや灯油タンクやプロパンガスなども下敷きとなっている危険性が高い建物について、自費による先行解体を進め、のちに助成を行った。

3 廃棄物の受け入れ準備

組合から、「本日(9月6日)も通常どおり一般収集を行うが、被災された方は破損したものを片付けなければならない、両地区に災害ごみの堆積場を設けて欲しい。開設場所、時間が決まったら、組合職員が対応するので連絡が欲しい」との一報で始まった。

午前10時頃から両地区において、堆積場の候補地を選定、看板設置などの開設準備や広報車による住民周知を行い、組合からは両地区に複数の職員を配し、鵜川地区では対応可能な広報部の2名が加わることを決め、14時から受け入れを開始した。

堆積場は、搬入量の想像がつかないことから鵜川地区は面積約3,300㎡の鵜川運動公園駐車場の1箇所、穂別地区は約4,000㎡の面積がある穂別スポーツセンター駐車場も候補に挙がったが、町民の利便性を考慮し面積約750㎡のふれあい公園と同1,500㎡の緑ヶ丘広場の市街地2箇所と決定した。

受け入れは組合職員指導の下、家庭ごみの排出区分を基本に、「不燃ごみ」「可燃ごみ」「木質ごみ」「金属ごみ」「家電ごみ」とし、それぞれ地面に置く方法を実施した。

4 受入体制の構築

堆積場受入開始から1時間後には、入口から約700mもの車両の列が発生した。



町民は自家用車等に積み込んできた廃棄物を区分ごとに次々と捨てているものの、ガラスや陶器などの不燃ごみも燃えるごみも全て地面に置き、開設から1時間余りで想像を超える廃棄物の量、さらに直接、地面に置かれているため広範囲となっていた。

本部にプレコンバック(大型土嚢)の手配、閉鎖時間対応の広報車両、受入後の翌日の受入準備の為の人員を要請、また町有フォークリフトを配置した。

初日は17時を閉鎖時間とし、搬入された廃棄物をどう堆積するか、翌日以降どう受け入れる

か、堆積後の処理を行う組合職員と協議し、「不燃ごみ」と「燃えるごみ」をプレコンバックに入れ、「木質ごみ」「金属ごみ」「家電ごみ」は地面置きのままスペースを確保することを決めた。

翌日以降も必要となるプレコンバックは町内取扱店に在庫が無く、建設協会各事業者や地元農協から在庫の提供を受けた。

翌日以降の受入は、堆積場の人員不足分を補うよう協会と委託契約し、初の週末にはシルバー人材センターに1日間委託したほか、勤務5名体制の陸上自衛隊第7師団災害派遣部隊の支援を受け、現場での交代要員を含めた10名体制で初の週末を乗り切った。

株式会社ワークム北海道(現(株)いすゞ自動車北海道試験場)から1日20名の企業支援の申し出があり、当初は9月12日から20日までとされていたが、想像よりも業務量が多かったことから、閉鎖まで毎日10名以上支援が続いた。自衛隊災害派遣部隊の堆積場の支援は短期間で終了したが、12日以降の開設時は職員3名を含む約30名体制となり、鵜川地区堆積場の廃棄物受入、処理過程において大きな力となった。

廃棄物処理過程において、手作業では困難な場面も多く、ワークムのメカニックの支援、協会の建設機械オペレーターや運転手の支援があったことが、結果的にとても重要であった。

5 災害ごみの受入対応経過等

災害で発生したごみの対応については、9月7日からふれあい公園駐車場と旧中谷産業横の町有地に集積場を設置し、ごみの受入を開始した。

受入対応については、建設協会に協力を依頼し、対応することとした。

当初、災害ごみについては、燃えるごみと燃えないごみの2種類に分類して、受入を開始したが、9月8日に平取町外2町衛生施設組合の職員が集積所の状況確認に来町した際にごみの受入方法について分類が必要との指導があり、燃えるごみ、燃えないごみ、大型ごみ、家電等に分類して受入するように変更し、各集積場に3人ずつ配置して、9時00分から18時00分の時間で対応した。

しかし、ふれあい公園駐車場は9月9日には満杯状態となり、同日で集積場を閉鎖し、同じく旧中谷産業横の町有地集積場も9月10日には満杯状態となったことから同日閉鎖し、新たに穂別スポーツセンター駐車場に集積場集約して設置し、9月11日から開設した。

受入については、火・金曜日を休みとし、9時00分から16時00分の受入時間とし、平日は4人、祝日は6人体制として対応した。

町民周知については、平取町外2町衛生施設組合職員の指導によりチラシを作成して配布するとともに集積場にも看板を設置して対応をした。

同様に9月11日には、各避難所にも掲示をし、周知を図った。

また、9月11日に仁和・栄地区から災害ごみの

集積場の開設要望があったことから、9月12日の災害対策本部会議において提案し、自治会による自主管理方式として9月13日に栄地区に集積場を開設した。

9月15日からは、穂別スポーツセンター野球場レフト側の奥に建物廃材等の災害ごみの置き場を設置した。

9月21日には、山本浄化興業がふれあい公園駐車場及び旧中谷産業横町有地の災害ごみ集積場から可燃ごみの回収作業をしていただき、残った家電4種等のごみについては、順次、はつらつ人材センターと職員で穂別スポーツセンター駐車場集積場に移設した。

鉄くず、小型家電等については、MATECで10月に入ってから搬出作業を継続的に実施した。

災害ごみの中には、灯油ストーブも混じていたことから、各ごみ集積場から回収して、一旦支所の公用車庫で保管対応を行った。(後日、廃棄)

災害ごみの受入については、9月30日まで実施をした。

災害ごみ集積場の閉鎖後は、集積場の整理が必要であることから、北海道各市町村からの応援職員に整理業務の対応に協力いただいた。



穂別地区災害ごみ受入の様子

鶴川地区では、受入した廃棄物を当日中に整理し、翌日の開設の準備を済ませることを基本に、平日は9時～14時まで、土日を含む休日は16時まで堆積場を開設した。

一般家庭ごみ、特に生ごみの受入を避けるため、「燃えるごみ」を収集する火曜日と金曜日は閉鎖した。堆積場の開設期間は搬入状況から9月末までとしていたが、仕事の都合上開設時に間に合わなかった人、堆積場に搬入する手段がなくボラ

ンティアの支援が必要な人もおり、色々な意見が聞こえていることから、最終週は火曜、金曜の受入実施、閉鎖以降は組合の協力を得ながら、町職員による事前検査を終え、直接搬入をする人に限り無料で処理を可能とした。

なお、穂別地区の受入は協会に完全委託し実施したが、少数対応で現場での受入体制は大きく異なっていた。

6 次の堆積場へ、検討と結果

穂別地区は市街地に設けた2箇所の堆積場は初の週末で飽和状態となり、9月11日から当初候補地としていた穂別スポーツセンターに切り替え、また、13日には町民からの要望を受け、市街地から離れた地区に無人の堆積場を開設した。

一方、鶴川地区も同様、初の日曜日となった9月9日の受入作業を終えた時点で、鶴川地区の約3,300㎡ある堆積場も飽和状態となり、特に「木質ごみ」置き場はトラック1台がぎりぎり通れるスペースとなり、本部では「次の堆積場」を設ける検討に入り、その候補は隣接する野球場であった。

野球場を堆積場と利用した場合、大型車両が出入りする通路部分のフェンスの取り外しや敷鉄板など必要な資材調達、また、事業終了後の土の入替などを行っても、災害等廃棄物処理事業では、堆積場利用地の現状回復に要する費用が国庫補助対象となるため、候補地とした。

しかし、協会担当者から「搬入するのは最大でも4ト車かもしれないが、搬出するのはそれより大きな車両となり、積載量によっては動けなくなる可能性もあり、舗装でなければだめだと思う」、「敷鉄板も用意するのに相当な時間を要する。いや、借りるのも難しい」、「他の場所がないならご

みの容量を減らすか、出来なければ閉鎖するしかない」との声が出ていたことから、初閉鎖日の前日の10日中に、今後の受入予測を踏まえた搬出手段を検討することとした。

堆積した廃棄物は組合で処理することから、可燃ごみ等の焼却施設への搬入を依頼したが、組合は8月末に焼却炉の補修を終えたばかりで、補修期間に収集した可燃物を堆積しており、すぐに受入できず、また不燃ごみも埋立処理場の現場対応や計画容量があり、最終数量を把握出来なければ受入は難しいとの返答であった。

一方、木質ごみは可燃ごみとして処理していることから、解体して山積みにしても良い、金属くずや小型家電は委託先の処理事業者による直接回収が可能であることが伝えられた。

現場では、可燃ごみはプレコンバックに入れ保管していたため、移動が可能であり、敷地内に2次堆積場を設けること、また、搬出困難な廃棄物も場内で移動させることで、引き続き受入を行う目処が立ったことから、本部へその旨回答し、初の閉鎖日となった11日に作業を行い、以降毎日、その日閉鎖後に翌日に向けた準備を行うことにより、受入スペースを確保することとした。

7 堆積した廃棄物の搬出処理

引き続き同じ場所で受入を継続することを決定したものの、開設5日間での堆積量から、どこかの時点で搬出を行っていかねば、いずれかは閉鎖せざるを得ない状況になると思われたが、組合が委託する金属くずと小型家電の処理事業者が、直ぐに現地確認等の対応を行い、閉鎖日に1回目の回収を実施した。以降は開設日においても閉鎖時間に合わせてくれるなど、穂別地区も含め、町民や現場を配慮しつつ定期的な回収を実施した。

また、組合における早急な焼却、埋立処理が困難と判断できたことから、9月11日付で北海道に対し災害廃棄物の広域調整を依頼したところ、社団法人北海道産業廃棄物協会（現公益社団法人北海道産業資源循環協会、以下、産廃協）との協定に基づき、要請し、9月14日付で応援通知を受領した。

堆積場開設直後から、北海道地方環境事務所（環境省）、北海道環境生活部環境局（以下、環境生活部）、産廃協などが現場を訪れ、堆積状況を確認したことを後日知った。

応援通知が届いて直ぐに産廃協日胆支部が現場を訪れ、現状と搬出に向け確認し、合わせて可燃ごみを苫小牧市で処理することが可能か支援依頼したが、実は依頼した時には既に関係機関との調整を行った。廃棄物処理知識が乏しい本町の助けとなった。

可燃ごみは苫小牧市のほか、岩見沢市にも一部受入を行ったが、廃棄物の搬出は、産廃協所属事業所の塵芥車やクラム車が全道各地から集まり、搬出した。

契約書では、収集、運搬、分別、処理の区分は違っていたが、75を超える事業者が被災した厚真町、安平町を含め、地震により発生した産廃処

理の協力、支援を受けた。

産廃協は可燃ごみ、木くず、い草畳、繊維くずを含む廃プラなどを苫小牧市内にある処分可能な施設へ搬出を実施し、堆積場で受入した廃棄物の中で、再分別が必要な作業も積極的に取り組んでもらい、処分先が特定できない廃棄物へのアドバイスも頂戴した。

産廃協による運搬処理は、各地の事業者から手配可能な車両数や苫小牧市の処分施設における1日の受入可能量、作業も堆積状況から厚真町と平行して行われ、最終作業日は鶴川地区は10月10日穂別地区は堆積場閉鎖から1カ月後の10月31日だった。堆積場には一般家庭で使用できなくなった廃棄物2,800台を超えるリサイクル家電のほか、事業用フロン機器付電化製品やPCモニターなどもあった。

鶴川地区は受入堆積場と隣接する駐車場で保管していたが、町での搬出が難しいことから、リサイクル家電指定引取場所を運営し、かつ搬出作業が可能な事業者を産廃協に照会し、環境生活部からの事業者確認を行い、自治体リサイクル券の記入及び積み込み、搬出、処理を一体的に委託することで作業効率を図った。

他に、消化器、LPガス容器、タイヤなども見受けられた。その処分は、組合と協議し、町内事業者に委託したが、分別が不十分な状態等の廃棄物は、組合で処理した。

また、不燃ごみについても、産廃協や環境生活部で処理先を選定し、組合の最終処分場で処理した。

なお、不燃ごみのうち、がれき類は震災直後に町内事業者から被災地の復興支援の取り組みとして無償で受入するとの申出があり、被災家屋公費解体で発生した廃棄物も含め処分した。

8 災害廃棄物の運搬

むかわ町の災害廃棄物（片付け）ごみの運搬は、分別が可能であった「可燃ごみ」「木質ごみ」「廃プラ」を産廃協が委託する処理場へ、「金属くず・小型家電」は組合が委託する事業者が直接搬出し、「リサイクル家電」「フロン機器及びPCモニター」は産廃協紹介事業者が担い、「不燃ごみ」などは堆積場を共同管理する協会で運搬するなど様々な形態で行い、一部を除き、鶴川地区は10月26日、穂別地区は11月7日で終了した。

9 家電4種の対応

家電4種の取扱については、災害ゴミ受入の際に分類をして対応をしていたが、9月18日に、①テレビ、②冷蔵庫・冷凍庫、③洗濯機・乾燥機、④エアコンの家電については、リサイクル料金を一括して町が納めるため、台帳整理が必要であることが判明し、急遽、これまで受入をしてきたこれら家電4種の整理及び台帳整備の対応が生じた。

対応作業としては、家電の種類毎に並べ、各メーカー、コード、リサイクル料金を台帳に記入し、台帳番号をそれぞれの廃棄物に貼付する作業となるため、家電の分類作業に人員を要するため、はつらつ人材センターに依頼をし、分類作業を9月20日から開始した。

また、この間災害ゴミの受入については、建設協会に依頼をし、対応しているが受入は継続していただき、分類作業は、はつらつ人材センター、

台帳整備については、北海道の応援職員に協力していただき、これらの作業を実施した。

なお、家電4種（リサイクル家電）についての受入はリサイクル処理の関係から9月26日までとした。

家電4種の搬出については、10月に入ってから順次業者対応をした。

災害ゴミの対応については、受入する量が多く、作業内容もボリュームがあり、対応する人員が多く必要であったことから、応援職員の協力は非常に心強く、支所職員も限られた人数であったため、他の優先的に対応しなければならない生活再建業務等に従事することができ、非常に助かった。

また、災害ゴミの搬入については、ボランティア団体が被災者支援として協力していただいたことについても感謝したい。



家電ごみの受入の様子

10 被災家屋等解体撤去に係る廃棄物処理

むかわ町においては、地震発生により倒壊し、道路を塞いだり、放置しておくとも余震発生などによる2次災害の危険性がある家屋等は、所有者の一時負担により早期に解体撤去（自費解体）を認めたが、罹災証明により半壊以上の判定が出た311件を公共発注による解体撤去を行った。

解体撤去によって発生する廃棄物の処理も引き続き町で行うため、鶉川地区は継続して片付けごみ堆積場を中心に、穂別地区は大型車両の出入りが容易なプラントを持つ事業者から借り、受入ることとし、解体撤去ごみは片付けごみと種類が大きくことなるが、片付けごみの処分方法をヒントに33区分で受け入れた。

解体撤去により堆積した廃棄物の処理は、片付けごみが処理事業者を中心に契約を行い、両地区の仮置き場と運搬は各地区の協会事業者と契約を進めた。

解体事業者も町内に事業所を有し、建物解体

が可能な事業者数社と契約を行い、官民間問わず必要な復旧事業を平行に行い、建物所有者の生活再建支援金申請期限となる令和元年10月15日まで（後に延期決定）全ての建物を取り壊す内容で、事業者への説明会を重ね、平成30年11月から始まった。

しかし、各事業者は経験があるものの、一般廃棄物として処理する被災家屋等解体撤去事業は何度かトラブルあった。その中で、区別が困難な物等は「混合廃棄物」等において、廃棄物の再分別作業を行う必要があった。

また、可燃ごみと不燃ごみは組合で処理したが、解体撤去は発生する廃棄物は普段処理する物と異なり、熱効率を考慮した焼却炉調整や最終埋立場への搬出時など、臨機応変に対応し解体撤去事業開始から1年に到達しない11月中旬に仮置き場から搬出作業を終えた。



重機による被災家屋解体の様子

2 災害廃棄物処理事業と査定

1 現地査定

災害等廃棄物処理事業を被災市町村で行う場合、排出された廃棄物処理、被災家屋のうち全壊家屋に係る解体費用等が国庫補助金の対象となり、必ず現地査定を行う。

むかわ町は地震発生から約1カ月後、平常業務と並行し復旧、復興を進めるため、復興プロジェクトチームを立ち上げ、土木・公共施設復旧チーム内の廃棄物事務の区分を設け、現場対応や関係事務、査定対応にあたった。

町の査定は、片付けごみに対しては「実績」、解体撤去は「推計値」で査定を受けたが、被災直後はその想定がない中で始動し、現場で町民が持ち込む廃棄物を受入処分した内容を、定量的に記載した。

査定対応では、まだ片付けごみ堆積場を閉鎖し処理していた時期と重なり、九州豪雨（平成29年7月）で被災した福岡県朝倉市職員による資料作成方法や対応課題などについて安平町、厚真町、日高町を含め4町職員に情報提供がされた。

環境省や環境生活部の協力を受け、片付けごみの堆積状況確認から、搬出処理体制の構築、査定対応の助言等を頂戴し大きな力となった。

2 復旧への対応

査定は実績で把握可能な片付けごみにおいては、排出された廃棄物が地震由来であったか、一般廃棄物として処理するための手続きが書類上整っているか、堆積場や運搬処理事業者との契約に係る法令、市町村の条例や規則による根拠等、被災家屋解体撤去において査定時は、申請の受付期間であったが解体見込み数と発生する廃棄物量との関係が重要となった。

むかわ町では、災害廃棄物処理事業で使用した敷地の復旧費用の全額が対象となると考え、片付けごみが飽和状態となった際に移動も検討したが、実際に査定内容は想定とは異なり、機能復旧の最低限の費用で、鶴川地区では解体撤去に係る廃棄物は敷地内の芝上を使用しており、完全復旧は対象外となった。

災害廃棄物処理事業に係る費用は、5割が国庫補助金、国庫補助金対象額の国庫補助金を除く8割（全体の4割）が特別交付税、さらに激甚災害に指定された場合は残り1割を災害対策債で借入可能で、その償還に係る元利償還金を特別交付税で57%交付対象となり、市町村の実質負担は4.3%となっているが、実際には、各事業に係る費用の決定も各町村の契約方法に基づき、国庫補助金対象となる諸経費は15%までとされ、それを超える金額、事業を担う職員給与や査定までに求められる形で提出するための事務費など、事業規模によるが市町村負担は相当な金額となった。

第7章 教育・文化

1 小・中学校

■事実経過

平成30年9月7日	全児童・生徒及び職員の安否確認が完了
9月15日	小学校長会議開催
9月16日	中学校長会議開催
9月18日	小学校、中学校再開
9月12日	鷓川高校再開
9月18日	穂別高校再開

①被害の状況

発災当時は授業が行われていない時間帯であったため、児童・生徒は自宅におり、一時的な対応は学校毎に行われた。当時の児童・生徒の総数は412名であったが、地震による怪我等はなかった。

施設被害については、町内の小・中学校のうち、穂別小学校体育館が地震により一部損壊した。また、鷓川町民体育館壁面に損壊があったほか、鷓川中央小学校でも地震による被害があった。その他、宮戸小学校、鷓川中学校、穂別、中

学校、鷓川高校生徒寮も地震による損傷が発生した。

図表 児童・生徒の被災状況

発災時児童・生徒数	412名
-----------	------

②学校再開に向けた取組

地震による大規模停電で校舎が使用できなくなった鷓川中央小学校、及び鷓川中学校、穂別中学校については、体育館等が避難所として活用されたため、当面の間授業を見送った。避難所の一つである穂別小学校体育館は被災したため活用できなかった。

学校の再開を判断するにあたっては、①通学路の安全確保②電気・水道等のライフラインの復旧③給食の確保の3点については絶対条件となるとの考えから、早急な準備を進めた。

道教育委員会と連絡調整等を常に行っていたことで、他地区の状況把握ができたことも、比較的早い段階で学校を再開できた要因の一つだと考えられる。

再開までの間には各学校の状況に応じ、学校毎に何度か児童・生徒が登校する機会を設け、簡単な勉強会やレクリエーション等を実施した。児童・生徒の心の安定を図る等の対応により、スムーズに再開することができた。

2 社会教育施設等

1 町民体育館・図書館

①被害の状況

地震により、町民体育館屋内柱、壁、基礎杭が破損するなどの被害があった。

鶴川・穂別両地区の図書館は、固定・木製書架であり、本が飛び出すといった被害が見られ、穂別図書館では、書庫の移動棚が損壊した。

また、ネットワークが遮断された影響により、貸出システム等による蔵書管理を行うことができなかった。

②施設の再開

鶴川地区のまなびらんど図書室では10月末に端末が復旧し、図書館蔵書管理システムが使用できるようになったことから、これに合わせ、11月1日から図書館を再開した。

穂別図書館については、災害復旧事業による復旧を行い、年度内に完了し、順次開館準備を進め、平成31年4月3日に再開した。

2 博物館

①被害の状況

穂別博物館は、地震により、展示資料や収蔵庫棚などに被害が見られた。地震当日から臨時休館し、職員による被害調査と展示収蔵資料などの片付けを行い、博物館資料の被害状況の確認及び記録、破損資料の修復作業などを行った。

穂別博物館本館には亀裂等の被害は見られなかった。

片付けは9月18日ごろまでに大部分が終了し、博物館ホールに展示している首長竜全身復元骨格を支えるワイヤーの安全確認を行い、9月30日に一般公開を再開した。

②施設の状況

博物館のガラスドア・窓ガラスなどにも被害はなかった。一方、建物が大きく揺れたことから、周辺アスファルトに亀裂が入った。

また、博物館敷地通路では、小規模な液状化の跡が見られた。特別展示室は、大型アンモナイト等の床置き資料については、大きな被害はなかった。

博物館収蔵庫は、棚上の梱包材等の落下が見

られた資料収蔵棚の破損はなかった。岩石資料を保管していたスチール棚が大きく変形した。

事務室はパソコンモニターなどの転倒があったほか、応接室では、壁にネジとワイヤーで固定していた書籍保管棚が変形した。

かせき学習館は、キャビネットが落下し標本が散乱した。作業場は資料保管用のキャビネットが落下した。学芸員部屋は書籍保管棚が倒壊した。

③その他施設の被害状況

①被害の状況

中村記念館は建物に大きな被害は見られなかったが、ガラス窓の一部が破損した。なお、当記念館は8月31日に年度内の一般公開を終了している。

②穂別地球体験館

館内の空調設備が脱落し、建物の一部が破損し、全体的に断熱材が露出。館内では通路に積み上げている岩石の崩落、展示物等の倒壊、天井・壁の崩落も多数確認されたため、地震発生当日から休館とし、その後再建の目処がたたないため、当該年度をもって施設を閉館措置とした。

④博物館資料の被害まとめ

①総括

博物館資料のうち、破損したものは、常設展示室の現生骨格2点、脊椎動物化石（首長竜化石）2点、かせき学習館の大型アンモナイト1点であった。

常設展示室には化石・岩石・復元模型等の資料が約400点展示されており、地震発生時には特別展示室に化石資料280点が展示されていた。本館と化石学習館収蔵庫には、登録化石資料が約1,700点収蔵されており、この他、未登録や処理中の化石は登録資料の数倍あった。

また、仁和中学校などに自然系資料が167点、人文系資料3,761点が収蔵されていた。これらの資料に被害は見られなかった。

②施設利用に向けた取組

鶴川地区体育館及び宮戸小体育館が使用不能となったことから、報徳館及び鶴川中央小学校、鶴川中学校の体育館に利用者を振り分けて対応した。

穂別地区については、穂別スポーツセンター及び学校開放施設である穂別小学校体育館が被災したため、代替施設として「旧仁和小学校体育館」を一般開放し、町民の運動不足解消を図った。

復旧状況

鶴川町民体育館、鶴川スケートセンター、穂別スポーツセンターは、平成31年度中（令和元年度）に復旧工事を着工し完了している。

鶴川テニスコート、穂別水泳プールは、令和2年度までの繰越工事となった。

その他の施設は、平成30年度～平成31年度（令和元年度）中に、修繕等を実施した。

図表 町内施設の被害状況

施設名称	施設被害
学習交流センター「まなぶ館」	ホームタンク傾斜、調理室開き戸破損、食器棚損壊、食器損壊、油圧豆搾り機転倒破損、ガス給湯器破損、ガスコンロ（レンジ）破損、鋳物ガスコンロ破損、交流室A固定式パーテーション破損、交流室Aテーブル破損、交流室Aオーディオコンポ・モニター破損
生涯学習センター「報徳館」	体育館器具室窓破損、体育館基礎外部モルタル一部亀裂、体育館基礎一部亀裂、事務室受付窓破損
鶴川高等学校生徒寮「三気塾」	外構の陥没、配水管破損、ボイラー破損、雨水管破損、厨房備品破損、棟結合部のずれ、基礎杭の破損（大破）
郷土資料保管庫	展示ケース破損、外部筋交い変形軽微、展示品（土器）落下破損、展示室照明落下破損、F式ストーブ転倒破損、ホームタンク転倒・破損
まなびランド図書室	開架書棚破損、書庫閉架書棚破損
鶴川町民体育館	屋内柱、壁の亀裂、高圧電源施設の落下、基礎杭の損傷、水道設備の破損、玄関前アスファルトの亀裂
田浦球場	観覧席階段破損、アスファルトひび割れ
田浦第二球場	フェンス破損
ゲートボール場	シャッター破損、ストーブ転倒（4台）、照明器具落下
鶴川スケートセンター	引き込み電線破損、配電盤傾き、照明灯倒壊（1基）、ボイラー漏水
鶴川運動公園パークゴルフ場	休憩所傾き、柄石の傾斜
鶴川テニスコート	テニスコートドア開閉不可（アスファルト隆起）、テニスコートの不陸
穂別地球体験館	内部全損
穂別小学校	体育館「鋼製窓の損傷」、「外壁亀裂」、「内部損傷多数」校舎「生徒玄関天窓の損壊」、学校内通路「アスファルト舗装に亀裂」
穂別中学校	学校通路及び職員駐車場「アスファルト舗装に亀裂」、「椅子フェンス・自転車置場に傾きや歪み」校舎「内部ひび割れ」、渡り廊下「エキスパンション・ジョイント損傷」、学校具備品等損壊
穂別図書館	木製書架10台の倒壊・破損、書庫にある移動棚及びブラインドの損壊
穂別スポーツセンター	「外壁タイル破損」、「アリーナ上部ガラス破損」、「プレイルームガラス破損」、「階段室に亀裂・ひび割れ」、「用具置場吊戸破損、テニスコート「亀裂・ひび割れ」
穂別水泳プール	「プール槽をプールサイド床に落下」、「床シート端部剝離」
穂別スキー場	管理棟基礎及び窓破損、プレハブ倉庫一部破損